



鶴が丘一丁目

町内会だより

回 覧

2022年度－4号

発行：令和4年12月15日
発行個所：会報・広報委員会

猫が庭など敷地に入ってフンや尿をする苦情が出ています！ 猫の適正飼養・管理のご協力をお願いします。

最近、猫が庭など敷地に入ってフンや尿をする事での被害情報が寄せられています。仙台市においても、多くの苦情や相談が増加しており、保護された猫は新たな飼い主への譲渡の取組みが進められているものの、殺処分もいまだ解消されていない現状があります。

仙台市が推進している「人と猫との共生」のポイントについて参考にしていただき、猫の適正飼養・管理について皆さんの協力をお願いいたします。

※ 以下の内容は、「仙台市 人と猫との共生に関する条例」（令和2年4月1日施行）の他、仙台市が発行している「仙台市『飼い猫』と『飼い主のいない猫』の適正飼育ガイドライン」（平成29年3月29日）、「地域猫活動手順書」、「猫は室内で飼育しましょう!」、「飼い主のいない猫にエサを与えている方へ」を参考に要約して掲載しています。詳しくは、仙台市ホームページ「暮らしの情報」－「ペット・保護動物」他より確認ください。

猫を飼っている方へ

- ・猫は周囲に迷惑をかけないように適正に飼いましょう。
- ・猫は屋内で飼いましょう。
- ・猫は最期まで飼いましょう。
- ・繁殖により適正飼養が困難な場合は、不妊去勢手術を施しましょう。
(外に出ても、望まれない命が生まれないように。)
- ・名札等を装着しましょう。
- ・災害に備え準備をしましょう。
(ゲージで過ごすことに慣れさせる。)
- ・屋外への脱出・放浪による交通事故を予防しましょう。



飼い主のいない猫にエサを与えている方へ

《猫を悪者にならないための四か条!》

第一条 エサやりのルールを守りましょう!

- ・エサを与える場所は近所に迷惑のかからないところで!
- ・決まった時間に与え、残ったエサを片付けましょう!

第二条 不妊去勢手術をしましょう!

- ・エサを与えている猫に不妊去勢手術を!
(栄養状況が良ければ、繁殖し不幸な猫を増やしません。手術費用の一部を助成する制度があります。)

第三条 飼い主のいない猫でもトイレのしつけはできます!

- ・トイレを準備しましょう!
(誰もが安心して暮らせるきれいな街を保ちましょう。)

第四条 近所の方の理解や了解を得よう努力しましょう!

- ・良き理解者・協力者を増やしましょう。
(動物の嫌いな人にも配慮し、地域の理解を得ることが大切です。)

猫が庭に入らない方法

- ・食酢をスポンジや布に染み込ませて通路に置く。
- ・木酢液を散布するか空き缶に入れて通路に置く。
- ・塩素系漂白剤を希釈して散布するか空き缶に入れて通路に置く。
- ・コーヒーかすやミカン等の柑橘類の皮を撒く。
- ・お米のとぎ始めの濃い汁を散布する。

- ・大きな石を通路に置く。尖った小石を撒く。
- ・ホースで水をたっぷり撒く。
- ・荷造り用の白い紐を蛇行させて庭に置く。
- ・その他

猫との根競べです。
猫によって効果があるものと無いものがあります。
設置場所を変えるなど、いろいろな方法で
何度もやってみてください。